

東旭川まちづくり推進協議会委員の構成について

1 現在の委員の任期

令和2年3月31日まで

2 令和2年度以降の委員について

(1) 任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間

(2) 委員定数

15名以内

(3) 委員推薦団体

※ 市としての全地域共通での考え方

① 地域の核となる団体として、各地区市民委員会から1名を選出。

② 地域の支え合いの全市的な組織である次の団体から選出。

(ア) 地区社会福祉協議会 地域で1名以上選出

(イ) 民生委員児童委員協議会 地域で1名以上選出

(ウ) 地域包括支援センター 地域で1名以上選出

(エ) 教育関係団体（小・中学校長，PTA役員など） 地域で1名以上選出

(オ) 各地区の消防団分団 地域で1名以上選出

③ 地域の特性に応じて、次の団体から委員を選出することができる。

(ア) 地域の農林業団体（JA，森林組合等）

(イ) 地域の商工団体（商工会，商店街等）

(ウ) 地域で積極的にまちづくり活動を実践している団体

(エ) 地域の公民館等コミュニティ施設の活動団体（生涯学習団体）

(オ) 地域の老人クラブ

(カ) 地域まちづくりの推進のため，まち協への参画が必要と思われる団体